

2005 年 12 月議会

2005/12/16

私は、日本共産党を代表し、今議会に提案された 51 件の議案のうち、反対する議案 37 件の中の主なものと、請願・陳情に関する委員会審査結果に反対する主なものについて、その反対の理由を述べ、討論いたします。

議案第 137 号「平成 16 年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」について

16 年度は、小学 1 年生の「すくすくプラン」に加え、小学校 2 年生と中学校 1 年生において、35 人学級が実施されたことや、不妊治療助成事業や、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問治療研究事業が新たに実施されました。もう少し早い時期での実施も可能だったのではという思いもありますが、これらについては一定評価するものであります。

本県財政は、経常収支比率は 98.5% で前年度に比べ 2.9 ポイントの上昇、公債費負担比率は 26.6% で前年度と比べて 0.3 ポイントの上昇であり、財政硬直化はいつそう進行しています。県債残高は、前年度から 199 億円増加し、1 兆 6,179 億円となり、県民一人あたり 91 万円にものぼっています。

この原因の多くは、これまで県債にたよりながら、普通建設費を増大させてきたという点にありますが、合わせて、小泉内閣の経済政策の失敗やムダ使いなどによる国の財政危機のツケを「三位一体改革」の名により、地方に押しつけ、国庫補助負担金や地方交付税の減額がなされた結果、16 年度当初予算において、15 年度末の 150 億円の財政健全化債に加えさらに 150 億円の財政健全化債を余儀なくされたことにもあります。

このような厳しい財政状況の中で執行された 16 年度の予算の中で、地方自治法で定める自治体本来の任務である「住民の福祉の増進」を図るというものさしで見て、問題であると思われるものについて、指摘をいたします。

第 1 には、公共事業の在り方であります。

人工島建設について、16 年度は、先に述べた厳しい財政状況の中で、前年度比 212.2% の事業費が組まれ、実際には、予算より 14 億 7000 万円も増額の 52 億 9200 万円が執行されています。

志布志港整備事業も、志布志町への 3 億円もの多額の地元負担をおしつけながら、42 億 9200 万円の事業費となっています。

また、地元の名瀬市で反対運動が起きている和光バイパス、おがみ山バイパスの事業には、それぞれ 17 億 5000 万円、12 億 5000 万円がすぎ込まれています。

このような不要不急の大型開発をやめ、公共事業は、県民の必要とするものを精選し、住民の暮らしや福祉に役立つ生活密着型に切り変えることが求められています。

第2には、17年3月の合併特例法の期限をめざして、十分な議論や検討がなされないまま、市町村合併が推進されてきたことであります。16年度13協議会を構成する46の市町村に、総額12億4,800万円の合併特例交付金が支払われました。市町村合併の問題は、期限を切ってではなく、十分に時間をとって、合併によって住民の暮らしと福祉がどう変わるのか、しっかりと住民に説明が行われ、住民の意志によって合併の是非をきめるべきであります。

第3には、人権同和対策推進事業として、総額1億4,000万円が使われています。うち、9カ所の隣保館の運営費に6,400万円の補助、3つの運動団体に3100万円の補助金、また、人権教育研究団体にも216万円の助成を行っていますが、16年度学校現場での人権問題発生は1件のみで、17年度の発生は今のところゼロとなっています。平成13年に地域改善対特別措置法は終了しており、人権の名をかりた同和対策事業はきっぱりと廃止し、本当に大切な人権の問題は一般施策の中で展開すべきであります。

一方では、16年度、「赤ちゃんとお母さんのダイヤル相談事業」や被保護世帯の児童の高校入学支度金、並びに施設児童の私立高校の入学支度金を支給する制度が廃止となりました。

今こそ、県民の暮らしを守る立場にたって、福祉と教育を充実させ、県民の県政への信頼と安心を勝ちとり、県民の懐を暖かくする施策が求められています。

以上の理由で、本議案には、賛成できないものであります。

議案第171号鹿児島県病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件について

県立病院を、従来の地方公営企業法の一部適用から全部適用にするというものであります。わが党は、地方公営企業法の全部適用そのものについて、反対の立場をとるものではありません。

自治体が経営する企業は、あくまで公共の福祉を増進させることが目的です。同時に、企業としての性格をもち、つねに能率的な運営を確保し、経済性を発揮することが求められるとして、一般の行政事務を規定する法律とは別に1952年に地方公営企業法が制定されました。

法が対象にする公営企業は、「サービスの提供を相当の対価を得て給付し、経営に要する経費は、主にその事業に伴う収入で賄うことができるもの」とされ、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガスの7事業は「全部適用」とされています。病院事業は、組織や職員の取り扱いは任意適用となっていますが、それは、病院事業が、救急医療や僻地医療、リハビリ、周産期、高度医療、あるいは結核・精神病院の運営に要する経費など、その業務の性格上、一般行政との関係が密接で、その経費の相当部分を一般財源で賄わなければならないから、全部適用にするかどうかは、当該の自治体の自主的な決定にゆだねようという趣旨からであります。病院事業も1966年の法改正によって「地方公営企業の経費のうち政令で定めるものは、一般会計または他の特別会計において出資・長期貸付・負担金などの方法により負担する」と定めて、全部適用が可能になりましたが、このように定めたのは、病院事業が、一般的に完全な独立採算制をとることが困難であるからであります。

ところが、本年9月に発表された「県立病院事業改革基本方針」では、その基本方針に『経済性と公共性』の調和のとれた経営が行える体制づくりを目指す」としています。そして、そのために出された方針が今回の地方公営企業法の「全部適用」であります。

ここで、この「改革基本方針」の問題点を指摘しておきます。

第1の問題点は、この「改革基本方針」は「経営面」での改革が中心となっていることです。「経営面」での「改革目標」として「減価償却前での単年度収支の均衡をはかりつつキャッシュベースでの収支の均衡に最大限の努力をする。」とありますが、中長期の病院施設や医療機器等の整備の部分も含めた収支の均衡の努力の中では、経営効率が優先され、公的な医療機関として患者中心のよりよい医療の提供から後退する恐れがあります。

その最たるものが、人件費の削減で、職員配置の見直しや賃金の引き下げ、正規職員から臨時職員へ置き換わるなど、そのことが、患者サービスの低下を招くことは明らかであります。

第2には、民間委託の促進、有料サービスの範囲の拡大が進んでいくことであります。

県民の健康の保持増進を図るとともに、地域の中核的医療機関として、いつでもどこでも高度・良質な医療を受ける権利を県民に保証する県立病院事業は、医療・看護の分野はもとより、周辺の業務においても、民間への委託化は進めず、よりよい医療の提供のために努力すべきであります。

今回の「全部適用」によって、病院事業の管理者が、「経営者」として置かれ、この「改革基本方針」にもとづいて、経営の効率化をめざした管理運営がなされることになります。

現在、長引く不況と収入の連続低下、医療費の自己負担の増大などで、受診・医療抑制が拡大し、いのちと健康の問題が深刻な事態になっているときだからこそ、憲法25条を具現化する「どこでもだれでも安心して治療を受けられる」地域の拠点病院としての県立病院を確立していくことが切実に求められており、今、県が目指している方向はそれに逆行するものと思わざるをえません。

以上の理由から、本議案に賛成できないものであります。

議案第159号など全31件の「指定管理者の指定について議決を求める件」についてその中の5つの議案について取り上げ、反対理由を申し上げます。

これらは、31の県の公の施設について、指定管理者を指定するものであります。

反対の理由の第1は、公募により、従来の委託先から別の団体が選定された施設については、従来の委託先に勤務していた職員の雇用が打ち切られるという点であります。例えば、議案185号は、吉野公園の管理者に南国交通株式会社を指定するものですが、従来の受託者であった地域振興公社では、これによって、来年3月から、20名の臨時作業員や巡視員などが職を失うことになりました。これまで、臨時作業員は、1年毎の契約であっても、毎年契約更新をしながら65歳の定

年まで勤務ができていたのです。

反対の理由の第2は、経費の縮減という課題が与えられた中で、人件費の削減が行われ、施設の職員の身分が、不安定な雇用に置き換わる恐れがあるということです。

例えば、議案第169号にある川内自興園は、特定によってこれまで同様に県社会福祉事業団が選定されていますが、17年度の管理運営費と比較すると応募額が30%ほどの縮減率となっており、給与や手当の減額や、正規職員を非正規職員に変えていくことなどが検討されています。

また、議案第159号にある文化センターは、公募により、これまで同様に県文化振興財団が選定されましたが、ここでは、これまでの県の職員8名が引き上げ、その分、嘱託やアルバイトなどの非正規の職員が配置される計画となっています。

第3には、指定管理者制度が、3年から5年の指定期間としていることにより、職員の専門性や、継続性が絶たれることになる点です。例えば、管理者として従来どおりの団体で、職員も引きつづき勤務することになっても、3年もしくは5年ごとに新たな管理者の選定が行われるわけですから、その職員の雇用の保証は、指定期間の間しかありません。安定した雇用と経験の積み重ねの中で、職員の専門性も高まり、ひいては、住民サービスの質の向上につながります。議案第165号にある県民健康プラザ健康増進センターについて、知事へのおたよりを紹介しますと、「いつも健康増進センターのスポーツジムを利用させていただいている者です。いつ行ってもスタジオでのショートプログラムを用意してくださっていて、本当に楽しみながらみんなで生き生きと知らず知らずに体を動かしています。ところが何か予算の削減とかで私たちが一番頼りにしているスタッフも削減との話しが出ています。予防医学が言われている昨今、何とぞこのセンターが一番のお手本となるようにして欲しいです。」このように住民が求めている職員の専門性、住民サービスの向上が、期間を区切った指定によって損なわれる懸念があります。

第4に、利用料金は、管理団体の収入にできるようになっており、民間が編み出す豊富なサービスメニューは利用料金として回収できるものに限られ、売り上げに結びつかないサービスは放置される恐れがあります。

特に議案第195号は、これまで県体育協会や県直営で管理していた体育施設を、民間の企業に管理させるというもので、年間の利用者は、85万人を越えており、利用料金の総額が3600万円にも及ぶものであります。管理団体が、自らの権限で利用許可や不許可、優先利用などを行い、県教育委員会の承認を必要としながらも、利用料金を自由に設定でき、自らの収入とすることができます。地方自治法で定める、自治体が住民の福祉の増進のために設置する「公の施設」であるこれらの施設を、利潤の追求が目的である民間企業が管理することによる問題が懸念されます。

以上の理由で、本議案には賛成できません。

議案第191号「鹿児島県屋外広告物条例の一部を改正する条例制定の件」について

これは、「屋外広告物法」の改正に伴い、屋外広告業の登録制度を導入し、これに伴って手数料を徴収するというものであります。

本議案に反対する理由は、許可制となっている屋外広告物について、設置する業者を登録制にするなど、さらに規制の範囲を拡大するものであり、このことにより、政治活動の自由をはじめ、国民の基本的人権を不当に侵害する可能性を強めることになるからです。

わが党は、美観を害するような広告物が野放しにされることを認めるものではありません。しかし、屋外広告物条例が政治活動、市民活動に対する不当な干渉・弾圧の根拠にされてきたことも事実であります。屋外広告物法は、1973年の国会で「この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用にあつたては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」と規定され、法第29条、県条例28条に盛り込まれています。

本県では、これまで、法や条例に認められている政治活動においても屋外広告物条例違反を口実として、逮捕される事態や、最近では、文化活動に対しても本条例違反で干渉するなど基本的人権を侵害する事態が続いてきました。

こうした実態が存在するもとの、屋外広告物について規制の範囲を拡大することになる本議案には賛成できません。

陳情第3061号についての委員会審査について

これは、鹿屋航空基地への米空中給油機部隊の移転計画撤回を求める陳情書ですが、委員会審査では不採択でありましたが、採択すべきであることを主張いたします。

政府は、「日米同盟の変革と再編」の名で、「日米同盟」を地球規模に拡大し、米軍と一体の海外派兵態勢をつくり、そのために必要な基地強化を進めようとしています。これに対し、全国各地で米軍基地強化・永久化に反対する運動が自治体、住民ぐるみで広がっていますが、これに対して小泉首相は「平和と安定の恩恵を受けるには、しかるべき代価を払わなければならない」と述べ、国民に犠牲を押しつけることを当然視しました。

日米同盟の再編・強化は「日本の平和と安定」どころか、日本を戦争の道に引き込むものです。「国際テロ」や「大量破壊兵器」への対抗という名目でも、イラク戦争のようなアメリカの先制攻撃戦争に、日本が加わっていくということです。

この鹿屋自衛隊基地への米軍空中給油機の移転案、喜界島の「象のオリ」の建設、甕島への弾道ミサイル追尾用レーダーの配備など、米軍の世界戦略の枠組みの中に、まさしく、この鹿児島が組み込まれようとしているのです。

日米安保条約を廃棄し、米軍を撤退させ、米軍基地をなくしてこそ、日本とアメリカの対等な有効協力関係を築き、それが日本の独立と平和、世界の平和と安全に大きく寄与することになります。

県議会は、県民の生命・財産を守り、安心・安全な生活を保持するために、米軍空中給油機の海上自衛隊鹿屋航空基地への移転案に強く反対すべきであります。

よって、米軍空中給油機の鹿屋への移転計画に反対し、計画の撤回を強く要求する本陳情は採択すべきであることを主張いたします。

以上で討論を終わります。